

# 特別養護老人ホームの入所申込みをされた後、 要介護 1・2 となった方へのご案内

法改正により特別養護老人ホームに入所できる方は、原則として要介護 3 以上となりました。これにともない、名簿には掲載されないこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、今後要介護 3～5 になられた場合、もしくは以下の要件（**特例入所**）にあてはまる方は、再度申請をいただくことにより、名簿に氏名が登載されます。

## 特例入所とは

以下の**やむを得ない事情**に該当する要介護 1、2 の方は、特例的に入所が認められること（特例入所）があります。

## やむを得ない事情とは

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

## 文京区における特例入所の要件

文京区では、入所の公平性を確保するために、要介護度、認知症の度合い、介護者の状況等をポイント化し、ポイントの高い方から順に入所希望者名簿（以下「名簿」といいます。）を編成する優先入所の制度を取っています。名簿では、上位 80 位の方までを概ね 1 年以内に入所の見込める方（＝入所の優先度が高い方）と位置付けています。

そこで、文京区では、要介護 1、2 の方でも、この順位に属する方は、優先度が高くやむを得ない事情に該当する方（＝特例入所の対象者）として申し込みを受け付けることとしました。

## 今後も入所を希望される方へ

上記の要件をご確認いただいた上で、入所を希望される方は、新しい申請書（平成 26 年 12 月 1 日変更）により改めてお申し込みください。その際、愛の手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、同時に提示してください。

申し込み先については従来どおり、区内は該当施設へ直接申し込み、区外は高齢福祉課（文京シビックセンター 9 階）に申し込みとなります。

なお、介護度・申込状況に変化がない場合には、再度特例入所に該当しない可能性があります。ご承知おきください。